

自治人材開発センターで使用する電気
入札説明書

彩の国さいたま人づくり広域連合

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、彩の国さいたま人づくり広域連合財務規則（平成11年7月1日規則第11号、以下「規則」という。）、関係法令及び本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告の日

令和8年6月5日

2 担当課所

〒331-0804

埼玉県さいたま市北区土呂町2-24-1

彩の国さいたま人づくり広域連合事務局 総務担当 山田

電話番号：048-664-6662 FAX：048-664-6667

電子メールアドレス：s-info@hitozukuri.or.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 件名

自治人材開発センターで使用する電気

(2) 数量

予定使用電力量：72,093キロワット時

(3) 仕様等

入札公告及び仕様書のとおり

(4) 供給期間

令和8年12月の計量日から令和9年12月計量日の前日まで

(5) 需要場所

埼玉県さいたま市北区土呂町2-24-1

彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター

(6) 契約者

彩の国さいたま人づくり広域連合

(7) この入札は契約電力及び予定使用電力量に対する総価により行う。

4 入札方法及び競争入札参加資格

本件入札は、一般競争入札により行う。その他の事項は、入札公告のとおり。

5 入札参加の手続

入札に参加を希望する者は、入札公告に定めるところにより、次の書類等を提出しなければならない。

この入札に参加しようとする者は、下記のとおり資格審査に係る資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）

イ 「供給実績調書」(様式1-2)

なお、11(1)エに該当する者として入札保証金の免除を受けようとする場合は、「契約の履行について」(様式6)及びその添付書類を併せて提出すること。

(2) 提出方法

郵送、電子メール等により提出すること。なお、提出書類の不着等の事故を防止するため、資料を提出する際には必ず電話で着信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年7月13日(月)午後4時

(4) 入札参加資格に係る審査

ア 提出された書類に基づく審査の結果、入札公告に定める入札参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

なお、競争入札参加資格確認通知書は、令和8年7月21日(火)午後4時までにはファクシミリまたは電子メールにより入札参加資格の有無について通知する。

イ 競争入札参加資格があると認められた場合でも、契約締結までの間に入札公告に定める入札参加の資格を欠くこととなった場合は、失格となる。

ウ 入札参加を希望する者は、上記(1)の書類に関し説明及び協議を求められた場合は、これに応じなければならない。また、説明及び照明に必要な費用は入札参加希望者の負担とする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

入札説明書、仕様書などに関する質問方法は以下のとおり行う。

(1) 受付期間

令和8年6月23日(火)午後4時まで(必着)

(2) 提出方法

ファクシミリまたは電子メールにより提出する(様式は任意)。その際、電話により着信の確認をすること。

(3) 質問に関する回答

ア 入札参加希望者全員に共通すると認められる質問に対する回答については、令和8年6月30日(火)午後4時までに彩の国さいたま人づくり広域連合ホームページ上に掲載する。

イ 当該質問者のみに回答すれば足りると認められる質問に対する回答については、当該質問者に令和8年6月30日(火)午後4時までにファクシミリまたは電子メールにより回答する。

7 入札書の提出

入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、公告、入札説明書、仕様書、契約書(案)、質問に関する回答を熟読のうえ入札しなければならない。入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(1) 入札書提出期限

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月27日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

郵送(簡易書留又は一般書留に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札書を持参する場合は、その旨を事前に電話により連絡すること。

(3) 提出書類

次の各号に掲げる事項を記載した「入札書」（様式2）

ア 入札書の提出年月日

イ 入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、並びに押印

ウ 代理人（本人・代表者でない者。役員・従業員も代理人とする）が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、並びに当該代理人の氏名及び押印

また、代理人が入札する場合には、委任状（様式5）も併せて提出しなければならない。

エ 入札金額（内訳書（様式4）により算出した入札金額）

オ くじ番号（任意の3桁）

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書を提出するにあたっては、任意の二重封筒とし、中封筒は入札書（様式2）、単価表及び内訳書（様式3、4）を入れ封印等の処理をした上で、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を**朱書**し、外封筒の封皮には「令和8年7月28日開札 自治人材開発センターで使用する電気入札書等在中」と**朱書**しなければならない。

(2) 単価表（様式3）において、基本料金単価及び電力量料金単価の消費税額及び地方消費税額を算出する場合、単位は銭とし、その端数は少数点以下を切り捨てる。

(3) 入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札金額の算定に当たっては、一切の諸費用を含め入札金額を見積もるものとする。ただし、燃料費調整額、再生エネルギー発電促進賦課金は含まないこととし、力率は100%として入札金額を算定すること。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金の月及び年間合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額を含む料金の年間合計金額から税抜き金額を算出する場合、単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り上げる。

(6) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、首標金額を訂正した入札書は無効となる。

(7) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(8) 初度の入札で予定価格の範囲内で有効な入札がなかった場合は再度入札を1回行うので、再度入札に参加する入札参加者等は、それぞれの中封筒の封皮に「初度入札書」、「再度入札書」の区別を記載し、併せて提出しなければならない。

(9) 最初の入札で落札となった場合は、不要となった「再度入札書」は発注者側で処分する。

(10) 外封筒内に、中封筒又は入札書が1通しか封入されていない場合は、その入札書は初度入札についてのものとみなし、再度入札については辞退したものとみなす。

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 入札者の押印がない入札書による入札
- (4) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (5) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (6) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (7) 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねたものがした入札
- (10) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

10 開札の執行

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月28日(火) 午前10時

イ 場所

さいたま市北区土呂町2-24-1

彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター

ウ 注意事項

開札の立会いは、不要とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札参加者はエにより入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに、入札保証金を所定の手続に従い、当広域連合に納付しなければならない。

イ 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。

ウ 入札保証金を納付する場合には、電話又は電子メールにより連絡をし、入札保証金相当額(イ)の額)を当広域連合の指定する方法により、納付すること。

この場合、納付を確認できる書類の写しを令和8年7月27日(火)午後4時までに提出すること。

エ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和6年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、別添様式6「契約の履行について」に必要な書類を添え、令和8年7月13日(月)午後4時までに提出しなければならない。

オ 入札終了後、当広域連合は、入札保証金を納付した非落札者に対して、別添様

式7「入札保証金払出請求書」により還付する。

カ 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(2) 契約保証期間は、契約終了日までとすること。

1.2 落札者の決定

- (1) 落札者は有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札書に記載した3桁のくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していない者があるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を記載し、落札者を決定する。
- (4) 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は1回までとする。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約の締結に応じないときは、落札の決定を取り消す。

1.3 契約書の作成及び契約の確定

- (1) 落札者が決定したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。なお、契約は、落札者が提出した入札書に記載された金額の算出根拠となる単価及び算出方法に基づくものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約は、彩の国さいたま人づくり広域連合長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

1.4 その他

- (1) 入札参加者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札執行権者
所属の名称：彩の国さいたま人づくり広域連合
職・氏名：事務局長 横内 治
- (4) 本件調達に関する担当窓口
郵便番号：331-0804
所在地：埼玉県さいたま市北区土呂町2-24-1
担当：総務担当 山田
電話番号：048-664-6662（直通）
F A X：048-664-6667
電子メール：s-info@hitozukuri.or.jp

1.5 スケジュール（予定）

令和8年6月5日（金） 入札公告

| | | |
|--------------|---------|-------------------------|
| 令和8年6月23日（火） | ・午後 4時 | 「質問書」の提出期限 |
| 令和8年6月30日（火） | ・午後 4時 | 「質問書」の回答期限 |
| 令和8年7月13日（月） | ・午後 4時 | 「確認申請書」等の提出期限 |
| 令和8年7月21日（火） | ・午後 4時 | 「確認申請書」の審査結果通知期限 |
| 令和8年7月27日（月） | ・午後 4時 | 「入札書」・「入札保証金納付確認書類」提出期限 |
| 令和8年7月28日（火） | ・午前 10時 | 開札 |